

令和7年度福井県サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者
基礎研修 実施要領

1 目的

本研修は、サービス管理責任者研修事業実施要綱（平成18年8月30日付け障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、障害者総合支援法および児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 実施主体

福井県

3 対象者

以下、（ア）～（エ）の条件を全て満たす者。

- （ア）指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者、または指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者。
- （イ）別紙1「実務経験年数表」に掲げているとおり、サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者基礎研修受講の要件となる実務経験を研修前で満たす者。
- （ウ）福井県内に所在する事業所に勤務している者、または令和7年度末までに勤務を予定している者。
- （エ）本研修受講に際して、法人または事業所等から推薦を受けている者。

※ 県内事業者の人材育成事業のため福井県外に所在する事業所等から受講の申込みについては一律お断りさせていただきます。

4 優先順位

受講申込者が定員を超過した場合は、下記Aの条件に加え、B-①～③の優先順位にて受講の可否を決定します。受講ができない可能性もありますので、あらかじめ御了承ください。

A 相談支援従事者初任者研修（講義カリキュラム／全カリキュラム）修了者（本年度修了見込みがある者を含む）。

B-① 既に1人目のサービス管理責任者／児童発達支援管理責任者が配置されている事業所等において、本年度または翌年度に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者／児童発達支援管理責任者として配置予定を要する者。

② 本研修修了後、実務経験および実践研修修了を満たした上で、サービス管理責任者／児童発達支援管理責任者として配置予定の者のうち、配置予定年度が早い者（令和8年度、令和9年度、令和10年度の順）。※令和8年度配置予定者については、6ヶ月以上の実務経験で実践研修を受講しようとする者が対象となります。

③ 配置時期未定（法人・事業所等内の異動に備えての受講等）。

留意事項

※ 優先順位につきまして、上記以外に例外的な措置の適用等の事情がありましたら別途考慮いたしますので、申し込み時にお伝えください。

5 研修期間および会場

研修は講義と演習の2つを受講していただく必要があります。

区分	実施方法	研修期間	会場
講義	オンデマンド	令和7年 9月 8日(月) ～9月26日(金)	—
演習 A日程	集合形式	令和7年10月 2日(木) ～ 3日(金)	きらめきみなと館 (敦賀市桜町1-1)
演習 B日程	集合形式	令和7年11月12日(水) ～13日(木)	県社会福祉センター 体育館 (福井市光陽2丁目3-22)

※ A日程とB日程は同一の内容で実施します。受講日程については事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。日程の指定および決定後の変更はできません。どの日程でも確実に受講できるように法人・事業所等内で御配慮願います。嶺北・嶺南会場については、お住いの地域と必ずしも合致するとは限りませんのであらかじめ御了承ください。

※ 講義はオンデマンド配信の予定です。研修期間に必ず視聴をお願いします。

※ 上記のとおり実施する予定ですが、今後の情勢等により日程の変更や延期・中止となる可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

6 研修定員

約120名

7 研修内容および研修計画について

別紙2「サービス管理責任者基礎研修」標準カリキュラムおよび「児童発達支援管理責任者基礎研修」標準カリキュラムに基づき、講義および演習を実施します。

当日の流れに関しては、受講決定後にお伝えします。

8 受講者の推薦

(1) 受講申し込み方法

市町障害者福祉主管課長、障害福祉サービス事業実施法人の長等は、受講させたい者について下記(2)の方法で申し込んでください。

(2) 電子申請について

下記 URL よりお申し込みください。

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/is2zJ3lN>

受講決定通知の確認には、申請時に登録した E-Mail アドレス、パスワード、および申請完了後に通知された受付番号が必要になりますので、お忘れのないよう御注意ください。

【研修案内ページ】

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/chikousou/sabikan_kiso.html

※ 必要な実務経験については、必ず御確認いただき、不明な点がある場合は県障がい福祉課 (syogai@pref.fukui.lg.jp) に御相談ください。

※ 実務経験の確認は個人の申告によるものとしますので、事業所印、資格を証明できる書類は必要ありません。

※ 申告した内容に誤り・虚偽があり本要領に反するものであることが判明した場合、本研修の修了を取り消しますのであらかじめ御了承ください。

(3) 申込期限

令和7年8月15日（金）12：00

(4) 申込みにあたっての注意事項

※ 受講を修了した者に授与する修了証書は、申込み時の氏名等をもとに作成するため、受講者の氏名・生年月日については、記入漏れや誤字・脱字のないよう注意してください。

※ 研修申込みにおいて記載された個人情報、本研修の修了証書の交付、研修修了者の名簿作成、研修でのグループ分けなどの研修に関連する業務においてのみ利用します。

9 受講者の決定および通知の交付

受講者の決定は、推薦された者の中から福井県が決定し、申込み締め切り後2週間をめぐり E-mail にて通知します。なお、受講決定通知の確認には、受付完了のメールに記載された受付番号が必要になりますので、お忘れのないようご注意ください。

研修修了者については、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、個人情報として十分注意を払った上で県の責任において一元的に管理します。

10 受講費用および事前課題

研修資料の印刷費用やオンライン参加にかかる費用（通信費等）は受講者の自己負担となります。

事前課題については、受講決定後に内容等をご案内します。課題が未提出の場合、研修受講をお断りさせていただきます。

11 修了証書

研修を修了した者には、修了証書を授与します。

※ 各カリキュラムの時間数は、国の告示にて定められているため、欠席、遅刻、途中退室のほか、課題提出の不備等で受講が認められなかった場合は、修了証書を交付しませんので御留意ください。講義開始後15分以上の遅刻は欠席とみなします。

※ 修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経

歴等を証明するものではありませんので御留意ください。

12 その他

- (1) 今後の情勢等により、日程の変更や延期・中止となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。また、洪水・大雨・暴風雨（雪）警報が発令される場合は延期を検討し、研修前日18時までに福井県総合福祉相談所のホームページ内に記載します。

最新の情報は福井県総合福祉相談所のホームページ

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/>) を定期的に御確認ください。

- (2) サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者となるためには、別途「相談支援従事者初任者研修の講義カリキュラム」と「サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者実践研修」を修了する必要がありますので御注意ください。

13 お問い合わせ先

※ お問い合わせは電子メールにてお願いします。

- (1) 研修内容・申込みについて

福井県総合福祉相談所 障がい者支援課（担当：三ツ井・宮本）

E-Mail：sgk-info@pref.fukui.lg.jp

- (2) 実務経験や事業申請等、修了証書紛失等について

福井県 健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉サービスG

E-Mail：syogai@pref.fukui.lg.jp